

茨城県 協力医療機関に関する届出書に係るQ&A

※回答内容は国の通知等を踏まえて修正する場合がありますのでご了承ください。

※本Q&Aは、茨城県における取り扱いを示したものです。指定権者が市町村もしくは他都道府県の施設等における取り扱いについては、届出先の自治体にお問い合わせください。

	分類	質問	回答	備考
1	提出書類（届出書）	届出書の「申請者」は法人・施設のいずれかを記載したらよいか。	施設（事業所）の情報を記載してください。	
2	提出書類（届出書）	「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日」とあるが、何の日付を入れたらよいか。	基準省令の各要件をはじめとする対応方法について、協力医療機関と確認した日付を記載してください。なお、確認にあたっては、協定書書類等を作成する必要はありませんが、記録は残してください。 基準では、年1回以上の確認が必須となっていますので、ご注意ください。	
3	提出書類（届出書）	「協力医療機関の担当者名」は誰か。	「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った」相手方を記載してください。院長等代表者である必要はありませんが、県からの問合せ等に対応できる立場の方をご記載ください。	
4	提出書類（添付書類）	（介護老人福祉施設） 「協力医療機関との協力内容が分かる書類」は嘱託医の契約書でもよいか。	嘱託医（配置医師）と協力医療機関は別の運営基準であるため、嘱託医についてのみ記載された書類は不適です。	
5	提出書類	従来型施設とユニット型施設が併設する施設である場合、それぞれ届出を作成する必要があるか。	従来型施設とユニット型施設が併設する施設で、医療機関との協定等を一体的に締結している場合でも、「協力医療機関に関する届出書（別紙1）」は施設ごと（事業所番号ごと）に提出してください。	
6	その他	今年度に加算届（変更届）の添付書類として、協力医療機関に関する届出を提出したが、再度提出する必要があるか。	協力医療機関に関する届出の提出は、加算届等とは別に提出を求めているものであるため、再度ご提出ください。	